

1. 件名：高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画変更認可申請に係る面談

2. 日時：令和元年12月26日(月)16時00分～16時40分

3. 場所：原子力規制庁9階会議室

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

田中安全審査官、有吉主任技術研究調査官、小舞管理官補佐、堀内安全審査官、
内海研開炉係長、佐々木技術参与

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

敦賀廃止措置実証本部 副本部長 他5名

三菱重工株式会社

新型炉・原燃サイクル技術部 新型炉プラント設計課 主任

5. 要旨

○原子力機構から、12月16日の第26回もんじゅ廃止措置安全監視チーム会合における廃止措置計画変更認可申請に対する監視チームからのコメントについて、今後の回答方針等の確認があった。また、資料1のコメント回答資料については、まだドラフト版であり、本日は内容の説明はせずに提出のみである旨説明があった。

○原子力規制庁より、以下の通り伝えた。

(部分装荷の妥当性に係る説明について)

- ・模擬燃料体の部分装荷に係る影響評価の説明においては、これまでの面談や前回の監視チーム会合で幾度も申し上げたとおり、跳び上がり挙動に係る保守性を解析で評価することが困難なのであれば、解析に対する不確かさをある程度見込む必要があり、その上で、過去の知見などを踏まえて、想定外の事象が発生しても手詰まりにならないことを示すことが重要である。また、模擬燃料体を部分装荷状態とする期間の長さなども踏まえ、総合的に部分装荷に係る妥当性を説明していくことが必要。

(資料の構成等について)

- ・部分装荷に係る影響評価について、これまでの面談や監視チーム会合では、都度の説明を受けている印象である。したがって、審査資料として整理し、かつ、広く一般に対し分かりやすく示す等の観点から、これまで監視チームで行った議論も踏まえ、全体像が具体的に分かるような概要説明資料を作成し、次回の監視チーム会合で示すこと。
- ・資料を整理する際には、コメント個別に作成している資料については、部分装荷に係る影響評価の説明に必要な内容を整理し、一つの技術資料にまとめること。
- ・本日提出のあったコメント回答資料(資料1)については、今後確認して必要に応じコメントする。

○原子力機構から、承知した旨返答があった。

6. その他

資料1：模擬燃料体の部分装荷に係るコメント回答

資料2：模擬燃料体の部分装荷における影響評価について（改正2）